

和宮の勤皇護法の御事跡

千賀眞順

一、勤皇の御事蹟

(一) 勤皇の化身

近年吾が國家は未曾有の非常時に遭遇せり。絶叫し、日本精神の高揚が唱導され、更に戰時體制に備へるべく國家總動員の下に國民精神總動員が實行されつゝあるが、思ふに過去の祖國を顧みるに、幾度か試練の嵐に見舞はれ危機に直面せり、併し臣民一致して之を打開せる史實は枚擧に遑なき程である、かくてこそ今日の祖國の興隆を生み出す基礎が築れてゐる。中に就ても幕末より明治にかけて、明治維新の大業は過去に於ける最大最重の非常時であつた、和宮は金枝玉葉の御身を以て最大犠牲を拂ふて御救ひ下された勤皇の化身である。

宮樣薨去後六十二年、昭和維新の聖業成就を荷負され居る國民は齊しく、和宮の御業績を反省し、此の際生きる祖國精神の血潮に觸れることは洵に時宜に適するものである、更に宮の護法崇佛の御事蹟は排佛毀釋の眞只中に於て、佛敎界に生氣を注入し之が蘇生を促されたもの、洵に和宮の佛敎信仰の徹底せるを知る。この意味で此に靜寛院宮日誌、御側日記、諸文書等手元にある僅少の文献を参考して宮の勤皇に御崇佛護法の御事蹟に就ていさゝか奉讃の誠意を捧げ

まつる次第なり。此の小論がやがて和宮奉讃のより強き因縁となり、ひいて國民精神運動強調の一助ともなれば幸甚である。渡邊海旭師は和宮の御事蹟中、第一婦人の最高典型として、第二國難匡濟の女神として、第三東京市の大恩人として^①の三方面より、永遠に奉讃し、令徳普及に努力すべきを瞭にされてゐる。

和宮は仁孝天皇の第八皇女にして、弘化三年閏五月十日に御誕生遊ばさる、御母は權大納言橋本實久の女經子^{つね}と申し、仁孝天皇の崩御後は薙髮して觀行院と稱した方である、和宮の幼年時は平穩無事多幸の御生活を送られてゐる、嘉永四年七月十二日熾仁親王と御婚約遊ばし、十二月九日深曾木^{みそぎ}の儀を行はれ、萬延元年八月廿三日有栖川宮との御婚儀を延期あらせられ、十月十八日勅して徳川家降嫁を聽許あらせらる。文久元年四月内親王宣下、御名を親子と賜ふ、翌文久二年二月十一日御婚儀の大典を舉げられ、慶應二年夫君家茂將軍の薨去に御遭ひ遊ばされ、同年御薙髮、靜寛院宮と稱せらる、同年十二月二十五日には孝明天皇の御崩御に御遭ひ遊ばさる、明治元年正月二十一日徳川氏救援の歎願遊ばし、三月江戸市民鎮撫の令諭を發せられ、明治二年東京御發興、御東下後初めて上洛の途に就かせられ、同六年四月六日二品に叙せらる、翌七年東京御歸還、十年九月二日函根塔の澤に御轉地、同日薨去あらせらる、九月十三日御遺言に由り増上寺内將軍家茂廟所に奉葬さる。宮の御生涯の一般御事蹟は桑原隨旭師著「和宮の御事蹟」、樹下快淳氏著「和宮様の御生涯」等に譲り、勤皇の一端を舉げる。

徳川幕府の末期に於ては、史實の語る如く種々なる^②内的外的原因を招來して漸く衰亡の兆を萌すに至つた、特に朝廷の御裁可を待たず、通商條約締結せしより朝幕の意見衝突し、更に將軍繼嗣問題等を周りて井伊大老の彈壓と成り、遂に安政の大獄を惹起し、京都を中心とする尊王攘夷黨の公卿志士等は盡く掃蕩された、京都の朝廷は幕府の勢威に壓せられて、之を援くるの人士殆んどなく、僅かに信頼されてゐた鷹司父子、近衛、三條等の諸公さへ遂に幽居の止むなき

に立至つた、此の暗雲晦迷の險はしい世相の中、御若年の和宮も漸く多難な運命に引入られ奉るに至つた。即ち幕府は武斷政策の有終の果を望み、政局を安定ならしめるものは唯公武合體の策を實行する外に途なきを覺る。特に此に着眼した岩倉具視^④が朝幕の乖離の收拾法として従前の尊攘主義より一轉して、公武合體の主動者として奔走するに至る、併し具視に於ては唯公武が究極の目的でなくその大義は、飽くまで皇權を恢興して王政復古の聖業を成就せんこの意志なることは察せらる、それ程當時は收拾し難き朝幕の不調を將來し、一步誤れば最惡の事態が想像され、こゝに心を致して具視等は率先公武合體運動に盡力苦心したるものなり。

前述の如く執權井伊大老は將軍家茂を擁立して、武斷政治を敢行し、又家臣長野主膳をして、九條關白尙忠に依頼して將軍のために皇妹和宮の降嫁を奏請し、政治的結婚によりて幕府の政策たる公武合體の目的を達成せんとしてゐたが、萬延元年櫻田門の奇禍にて横死し、老中安藤信睦は井伊の遺策を踏承して和宮降嫁運動を内請せしむるに至る。當時和宮は有栖川宮この勅約があらせられた。にもかゝはらず四月老中は連署の書翰にて内願す、五月之を御覽に供し奉り御前會議の開催があつた、天皇は三條公父子等の意見を容れ給ひて之を聽かせ給ふ、老中酒井忠義は再び連署の書狀を上呈し、橋本親行院(の宮御生母)が叔母橋本勝光院(家慶上臈)の實麗(宮の伯父君)宛の忠告書を奏覽するに及んで益々紛糾するに到つた、天皇には畏き極みにも、痛く御心を惱まされ、宮の降嫁が、國家の安危、國民の禍福の岐路なるを思ひ給ひ、遂に久我、中山、正親町等の諸近臣に勅問遊ばして意見を言上せしめ給へり。近臣何れも奉答書を奉つた中に、

岩倉具視の建白書(萬延元年六月)に

「臣具視謹テ言上仕候(中略)幸ニモ過日以來關東ヨリ熱心ニ、和宮御縁組ヲ再三及ニ内願ニ居候儀故 朝廷ニ於テハ特別出格之聖恩ヲ被レ爲レ垂候而 關東之内願ヲ御許容被レ爲レ在公武御一和ヲ天下ニ表示被レ爲レ遊候而 漸次ニ五蠻ノ條

約引戻ハ勿論 御國政之大事件ハ奏聞之上 夫々執行可^レ仕様關東エ懇々ト御沙汰被^レ爲^レ在候得者 關東ニ於テモ朝廷ヨリ特別出格之御保護ヲ蒙リ奉リ候儀ニ付 御沙汰ニ背キ奉リ候儀ハ出來難^レ仕、必定御請可^レ仕ト奉^レ存候箇様ニ關東エ御委任之政柄ヲ隱然ト 朝廷ニ御收復之御方略被^レ爲^レ據候得者 大政御委任之名義ハ猶關東ニ存在在^レ仕其實權ハ 朝廷ニ於テ被^レ爲^レ握候御事ニ相成可^レ申候 今日ハ和宮御一身ハ實ニ以テ九鼎ヨリモ重ク被^レ爲^レ在候而御縁組之御内願 御許容可^レ被^レ爲^レ在^レ不^レ被^レ爲^レ在御儀ハ 皇威之御消長ニ關係可^レ仕候間 頗ル御大事ニ乍^レ恐奉^レ存候 就而者關東之者先ヅ五蠻條約引戻之儀速ニ實行可^レ仕様 御沙汰被^レ遊候而眞實之御請茂申上候ハハ、皇國之御爲メト被^レ思召^レ和宮エ御勸被^レ遊 御納得被^レ爲^レ在候得者、關東エ御縁組之内願 御許容之御沙汰可^レ被^レ遊ニ奉^レ存候、右者不^レ憚^レ忌諱ニ言上仕候宜仰^レ聖擇^レ候誠恐誠惶頓首謹上

具視

ご奏上申した。この近臣の答申によつて天皇は國家の爲め、國民の爲めに御私事を忍從遊ばす御覺悟にならせられたご拜察する、更に寵嬪右衛門内侍(壽萬宮の御實母)に由り内奏する所があり、天皇は止むを得ず叡志を決せられ、宸翰を賜ふて「條約引戻を勵行し、少くも嘉永初年の如くならば宮を諭して納得せしむべし」ご、此に於て老中は必ず叡慮を安じ奉るの處置を執るべく誓ふ。併し和宮は斷固として降嫁を固辭された、宮がかゝる重大なる國家の大事を率直に御辭退相成りし事情に就ては、深き事由があるごご察せらる、當時御齡十五歳の若年で外夷等の御恐怖等も推察せらるゝが、反面宮の御生年がたまゝ丙午に當られし故に御心情常に暗翳が宿り、迷信ごは云へ、當時の社會では可成御心痛され、内心出家の下心さへ起され、華かな結婚生活に御氣が向かなかつたのであらう。和宮が降嫁辭退を奉答されしより、天皇大に宸襟を惱まされ、畏くも皇女壽萬宮を以て和宮に替へんご御決心あらせられその旨を關白に諭され給ふ、萬延

元年八月十三日の宸翰に

〔前略〕如^レ此迄申越候上者、何卒當人納得候様に^ニ精々取掛候處、當人理被^レ申候處も甚氣の毒 哀憐ハ不^レ及^レ申
且先朝 皇女之儀殊^ニ遺腹にも有^レ之 旁義理合も有^レ之 火急理不盡にも難^ニ押附^一 此上者無理に^ニ申候者、不慮之
義も可^ニ出來^一歟^ニ 尤も心配候共急々内定迄には不^レ至^ニ存候 右之次第故色々所望之儀ハ 關東にも勘考吳候義、
只斷^ニのみ難^ニ申出^一候、實に一和之上之一和^ニ悦居候甲斐も無^レ之、關東えは失^ニ信義^一候間、一向に急き申義なれば壽
萬宮ニ而者如何哉、幼年ニ而不^レ好哉、一人之女子故少々ハ哀愁も加り候へ共、公武一和之義夫には難^レ替、爲^ニ天下^一
ニ候へ者、尤可^レ及^ニ熱談^一、早々内定候夫も六ヶ數和宮も堅く斷り^ニ相成候ハハ實に無^ニ致方^一、對^ニ關東^一失^ニ信義^一候
譯柄斷之爲^ニ讓位も可^レ致^ニ迄^一決候、吳々如^レ此迄ニ關東にも加^ニ勘考^一吳候故、甚心配之事候、右之段從^ニ尊公^一巨
細若狹守え可^レ有^ニ示談^一頼入候事。

と仰せらる、此宸翰中讓位御決心の御内旨の見ゆるは實に恐懼の至りである。國家の爲めこは云へ御鍾愛の二歳に満た
されない姫宮を手放される御決意は洵に悲痛の思召であらせられたと拜察する。此の宸翰を拜した九條關白は恐懼措く
所を知らず、直に橋本實麗に傳へる、和宮も此の兄弟の御立場にその畏き御決心を拜されて大いに驚かれ、深く事態の
重大を憂慮された、それに御信頼厚き田中繪島(御乳人)の説得となり、勅命を奉じて許婚の條件にて五ヶ條の實行を要
求されて御承諾を奉答された、この書は觀行院の名を以て上られた。

一、明後年先帝第十七回忌御廟參濟せられ候後御下向に相成候事

先帝様御年回毎ニ 御上御機嫌御伺 御廟參旁御上洛に相成候様の事

一、御本人様御始御目通へ出候もの萬事御所風の事

一、御居なしみあらせられ候迄、女中しゆうの内一人御拜借遊し度事

並ニ三仲間の内三人附られ度事 但御附きり御立ヶ敷あらせられ候へは交代の事

一、御用の節々は橋本宰相下向の事

一、又御用節々は上臈御年寄の内、御使として上京の事

こあり、この五ヶ條を遵奉する事、攘夷の主旨を遵奉する事の二ヶ條を加へて幕府に下命された、これと同時に有栖川宮との内約辭退を勅許あらせられた、此に和宮降嫁の勅許が正式に下された。文久元年四月十九日、和宮は内親王宣下ありて名を親子ご賜はる、十月三日首途、二十日發輿ご決定し、和宮入奥扈從の内命を公卿殿上人に降された、天皇は十月十七日岩倉、千種等を御小座敷に召見し左の勅語を賜つた。

先朝ノ皇胤ハ 朕ト敏宮和宮ノ三人アルノミ、朕ハ一人ノ皇妹ヲ庇護スルコト能ハス、降シテ武將ノ婦ト爲シ、先朝山陵所在ノ土地ヲ離レテ遠ク東海ノ濱ニ居住セシメ、常ニ兄姉ト相見ルコトヲ得サラシムルハ骨肉ノ情ニ於テ忍ビサル所ナリ。然レトモ朕ハ骨肉ノ愛情ヲ以テ國家ヲ棄ツルコト能ハス、已ムヲ得スシテ、關東ノ請願ヲ許容セント欲シ、親シク大樹ニ降嫁ノコトヲ和宮ニ諭シタルニ、和宮ハ之ヲ辭スルニ、妾ハ先朝遺腹ノ女ニシテ一回モ先朝ノ天顏ヲ拜スルコトヲ得ザリシハ終身ノ遺憾ナリ。因テ黑御所ニ入り髮ヲ剃リ、歲時山陵ニ謁シ、香花ヲ奉シテ以テ追孝ノ念ヲ申ヘンコトヲ願フノミ、關東ノ請願ノ如キハ之ヲ卻ケンコトヲ請フトノ旨ヲ以テス。朕再三親諭スルニ及ンテ、和宮ハ一女子ノ身ヲ以テ國難ヲ匡濟スルノ用ニ供スルコトヲ得バ、水火ノ中ニ投スルモ辭セスト。上答シテ之ヲ承諾セリ、朕ハ益ス其衷情ヲ憐ミ、山河萬里ヲ隔絶スト雖モ、朕ハ和宮ノ杖ト爲リ、之ヲ扶クヘシト誓約ス、和宮大ニ之ヲ悦ベリ。今ヤ上途シ、將ニ關東ニ行カントス、朕之ヲ念ヘバ離別ノ情ニ堪ヘサルナリ、卿等扈從シテ關東に到

著セハ、猶ホ和宮カ會テ内願ノ事件ハ、奉承實行センコトヲ猶老中ニ面諭スベシ」

ご仰せらる。此の宸翰を拜見し、天皇の御愛情に泣かざるものはなく、岩倉公等は謹んで命を拜し「身命を抛て老中ご應接し、必ず宸襟を安んじ奉らん」ご決意の程を披覽してゐる。

かくて十月三日、和宮は祇園社に詣で、二十日中山以下の諸員供奉して桂御所を發輿、大津に一泊せらる。宮御東下御道中で御詠みになつた和歌の中、美濃國呂久川渡御の折土豪馬淵某の進ぜし一枝の紅葉を御覽あらせられて

落ちて行く身ご知りながら紅葉はの

人なつかしくこかれこそすれ

十一月十五日江戸清水邸に着され、十二月十日和宮は清水邸を出で、本丸に入り、車寄に於て下乗し、大奥に入られた。

翌文久二年二月十一日愈御婚儀の式を擧げさせられた。宮の詠み遣し給ふた千數百首中

惜しまじな君ご民ごの爲めなれば

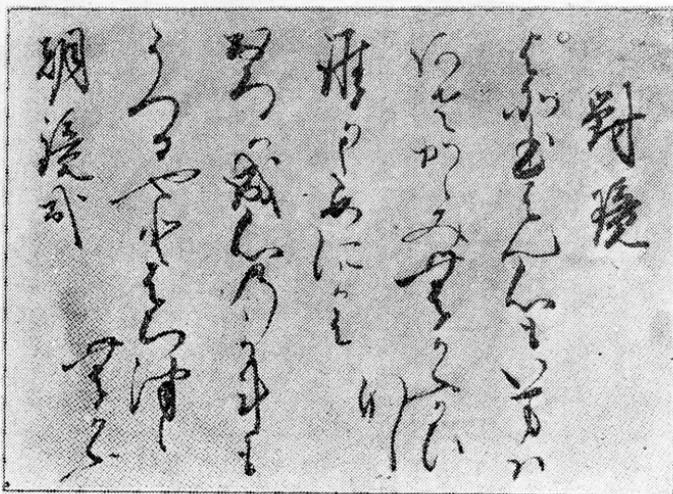
身は武藏野の露ご消ゆごも

この御歌は降嫁御決心の御述懐ごも、桂御所御出門の御感想ごも傳へられるが御決心の程感激に堪へない、宮の生涯はこの心持で捧けられた維新聖壇に於ける最高の犠牲であらねばならぬ。

宮は江戸入輿の後、夫君家茂ご御同棲六年餘なるも事實御多幸の日は二年餘に過ぎない、その間公私の御苦惱の程如何ばかりか、特に慶應元年八月には御生母觀行院江戸城内に逝去され、翌二年七月には將軍家茂の薨去に遭はせられ、未だ御涙の乾はく間もない十二月二十五日には杖ごも柱ごも御信賴遊ばした御兄弟帝孝明天皇の崩御に遭はせらる、流石

の宮も悲痛哀傷一方ならず、かて、翌々年は徳川幕府の瓦解となり、三月官軍江戸に迫り、四月江戸城開渡しになつた。

對後



和 宮 の 御 詠 (註⑥參照)

世の中のうきてふ憂を身一つに

こりあつめたる心地こそすれ

宮は公武一和の楔子と云ふ重大なる役を自負されたが環境の流轉は、この終生の目標も外れ最後には無意味なるが如き犠牲に終始された結果に成つた。併し公武合體の楔子として、「一女子ノ身ヲ以テ、國難ヲ匡濟スルノ用ニ供スルコトヲ得バ、水火ノ中ニ投ズルモ辭セズ」と覺悟されし凜烈の御衷情は千古に照し祖國への殉忠此に過ぐるものなし。日本精神の權化として生ける清鑑を後昆に遺されしもの云ふべきなり。

(二) 護國の女神

明治元年正月鳥羽伏見の一戦に錦旗進み、幕府大敗、徳川氏一門は朝敵となる、總裁右柄川宮は山陰、東海、東山、北陸、海上に征討の軍が進められ、威武堂々江戸に迫り、三月十五日を期して江戸城總

攻撃の命令が下る、前將軍慶喜は謹慎し、

善後處置を勝海舟に托す。宮は江戸城の大奥で悲壯の覺悟を固められ、護國

此書は、老女土御門藤子を京都に
 派遣し、徳川氏のために哀訴せられてゐる。即ち
 「叡慮の程も伺不申願出候も恐入候へども、心痛ニ堪兼願こゝろみ爲參
 候、去ル三日召ニ依慶喜上洛の處、不慮戰爭ニ相成 朝敵の汚名を蒙り
 候間、一先歸府之處徳河征伐之爲、官軍差向られ候やニ承り、當家之浮
 洗此時に心痛致し爲參候、慶喜より承り候趣ハ委細藤より申入候通に
 候、何分雙方を承り不申候ては理非分り兼候、此度之一件ハ兎も角も
 慶喜是迄重々不行届の事故、慶喜一身ハ何様ニも仰付られ、何卒家名立
 行候様幾重ニも願度さ、後世迄當家朝敵之汚名を殘し候事、私身に取候
 てハ實ニ残念ニ存爲參候、何卒私への御憐愍ご思しめされ、汚名を雪
 名家相立候様、私身命ニカへ願上爲參候、是非々々官軍差向られ御つ
 しに相成候ハハ、私方も當家滅亡を見つゝながら居候も残念に候ま
 へ、急度覺悟致し候所存候、私一命ハ惜不申候へ共朝敵ご共に身命を
 捨候事ハ 朝廷へ恐入候事ご誠ニ心痛致し居候心中御憐察有らせられ、
 願之通家名之處、御憐愍有らせられ候ハハ、私は無申迄も一門家僕之者
 共深く 朝恩を仰候事ご存候、何卒く此處よく御申入御頼申入
 候事ハ、
 老女土御門藤子

和宮の御消息 (段下)

の女神の如き業績を成就される機會に到達されてゐる。

同年正月二十日二十三歳であらせられた和宮は老女土御門藤子を京都に派遣し徳川氏のために哀訴せられてゐる。即ち

「叡慮の程も伺不申願出候も恐入候へども、心痛ニ堪兼願こゝろみ爲參候、去ル三日召ニ依慶喜上洛の處、不慮戰爭ニ相成 朝敵の汚名を蒙り候間、一先歸府之處徳河征伐之爲、官軍差向られ候やニ承り、當家之浮洗此時に心痛致し爲參候、慶喜より承り候趣ハ委細藤より申入候通に候、何分雙方を承り不申候ては理非分り兼候、此度之一件ハ兎も角も慶喜是迄重々不行届の事故、慶喜一身ハ何様ニも仰付られ、何卒家名立行候様幾重ニも願度さ、後世迄當家朝敵之汚名を殘し候事、私身に取候てハ實ニ残念ニ存爲參候、何卒私への御憐愍ご思しめされ、汚名を雪名家相立候様、私身命ニカへ願上爲參候、是非々々官軍差向られ御つしに相成候ハハ、私方も當家滅亡を見つゝながら居候も残念に候まへ、急度覺悟致し候所存候、私一命ハ惜不申候へ共朝敵ご共に身命を捨候事ハ 朝廷へ恐入候事ご誠ニ心痛致し居候心中御憐察有らせられ、願之通家名之處、御憐愍有らせられ候ハハ、私は無申迄も一門家僕之者共深く 朝恩を仰候事ご存候、何卒く此處よく御申入御頼申入

候、なを同役衆へもよろしく御申傳へ御取計の事御頼申入候 以上

靜 寛 院

橋 本 少 將 殿 へ

この一書こそやがて江戸開城の基礎となつたものである。

宮は更に長文の書を奉呈して御自身の進退に就き御下問を願はれた、洵に人道と婦道を重んじ、挺身決斷されし御心中を推察奉り、想像も及ばぬ御苦衷感激に堪へぬ次第である。更に宮江戸市民鎮撫の教諭を發せられてゐる。即ち

三月八日、田安中納言ニ面會、官軍御進ニ付てハ、天兵下々の者共粗暴の義無様、少將（橋本實梁）え頼の女使差出候てハいかゞや、付ては當地下々迄、猶又鎮撫之爲書取出し度相談す、至極宜敷旨返答、尤天御方へも示談候事、

右ニ付使藤へ申付、少將府中宿に滞留の由故、右宿陣へ差立候事、出立日限十日に治定、酉刻書付錦を以、田安へ渡し置、右書付寫、

此度追討使差向られ候ニ付、末々に至候迄も不敬之義無之様、此程より精々仰付られ候事乍、猶又御諭遊度思しめし候朝廷にも、謝罪の次第ニより、いか様にも寛大の御所置有らせ候御様子ニ 御伺被爲有候得共、當地多人數之内ニハ、萬一心得違の者候て、其邊より恭順の意取失候てハ

朝廷ニも最早寛大の思召も堪（絶？）させられ徳川家も是限の由、京都より御伺被爲有候間、假令忠義を存候ても、恭順之意取失候てハ

朝廷え恐入思召候而已不成、立たせられ候御家名も立せられず候様ニ成行候てハ、實以御殘念至極ニ思召候間、人氣

取鎮之事ニ付、此度大總督宮様御陣中え、上臈御使に立られ候間、何卒〱御當家の御爲に、深御心痛被爲有候思召、下々迄も貫徹致、恭順之意取失ざる様相心得候様、厚く諭の事御頼遊バレ候事、

宮は早速人氣取鎮の爲め山王社^⑦へ傳へ、市民鎮撫の祈禱を修せられてゐる。

三月十一日、女使藤子を府中の總督府に急派して東海東山兩軍の進撃中止を歎願せしめらる。それには宮が直接官軍進撃の中止方を申入れられたしこのこゝで玉島を（東山道先鋒 總督岩倉具定）使（岩倉）して遣はさる、即ち

此度は恐入候事件、委細伺の爲、此程藤上京致させ、東歸之上委細承り恐入り爲參候、慶喜も悔悟伏罪、東叡山に謹慎罷在候得共、何分當地ハ四方の士民輻輳の土地にも候へば、多人數の中ニハ心得違の者等も候て、其邊より恭順の意取失候てハ朝廷へ恐入候已不成、當家安危ニもかゝはり候事ニ、深く心痛致し、人氣鎮撫の事ニ付、大總督宮様へ願の義ニ付、昨日藤府中宿迄差立候間、其御返答伺候迄の處、何卒其御手御軍勢御進の處ハ、しばらく御猶豫願度さ、此次第大總督宮様へも急使にて申入置候まゝ、何卒々々御猶豫の様伏而願爲參候、官軍御進ニ成候まも不敬之義無様厳しく申付置候へ共、自然輕輩のそこつより、當家一大事に及候ては、實に殘念ニ存、深く心配致し居候、何卒々々私心中御憐察成下され、御取計御頼申入爲參候、委細は玉島より御聞取の様御頼爲參候 以上

岩倉 大 夫 殿

靜 寬 院

とある。かくて、十五日を以て總攻撃の手筈は見合され、十三十四兩日の勝、西郷の會見の結果、遂に行軍中止の命下り、大江戸を兵火の間に救濟し、江戸城明渡（成り）今日の隆盛を見るに至らしめしもの、洵に宮こそその最大の恩人（云ふべき）なり。

二、御崇佛の御事蹟

(一) 兄帝の御感化

宮は天來の信仰人にましました。その御入信の過程に就ては宮が仁孝天皇の遺腹にましまし、父君の龍顏を拜され給はなかつた御悲歎が、やがて長じて神佛への御崇敬に成らせられたこと申されるが、唯そのみでない。宮は全く先天的に信仰人であるせられたこと申すまでもなし、從て御在所中は申すまでもなく御降嫁の後も、日々の御神拜、朝廷並に徳川氏歴代の先靈に對する御禮拜は申すまでもなく、敬虔なる念佛の信仰生活を全う遊ばしてゐる。吾人は恐れながら、宮の先天的であらせられた事を感じ佩するが、他面御兄帝孝明天皇の御崇佛の御感化の偉大なるものが拜察される點を考慮すべきと思ふ。

^⑩ 孝明天皇は御政治の基本を御敬神におかせられてゐる。大神宮を初め諸社の御崇敬篤く、國事に就いては御祈願を缺かせられなく、特に御苦惱の問題發生毎に社寺は勿論山陵にまで御祈願遊ばしてゐる。安政元年には伊勢太神宮以下三十二社、文久三年三月には勅使を派して泉涌寺に於て列聖の御菩提冥助を祈らせられ、その他枚擧に迫なき程國豊民安を御祈禱あそばされ、御法樂の數々も窺ひ得らる。ある時の御詠に

わが命あらん限はいのらめや

遂には神のしるしをも見ん

願くは朝な朝なの言の葉を

あはれみ受けよ神ならば神

の御詠を拜誦して大御心の程恐懼の外はない、こゝに吾人の注意すべきは天皇の御祈請に佛教的の要素があらせられたことである、天皇は御自身に於かせられても、厄年には因幡薬師に加持を修せしめられ、御兩親陛下の御忌日には御精進遊ばし、その他御近親の御菩提も泉涌寺、般舟三昧院、廬山寺、清淨華院等に於て營ませられ、御年回には清涼殿にて饗法會を行はせられたる如き、天皇の御崇佛の至情熾烈なるものが察せられる。勅文にも「偏に神明佛陀の加護に依つて四海泰平、寶祚延長、萬の娛樂を致さん」と仰出されてゐる。その他は諸寺古儀の御再興、諸寺開基開山等への御贈號、經卷御染筆等厚く佛法保護の御心用は敬神崇祖の御孝心に基く佛教信仰に生きさせ給ひし結果である。特に本宗として①は元治元年七月十九日蛤御門の戦争があり、十月戦死者の慰靈法要を知恩院に命じに官賊兩軍の戦歿諸靈拔苦與樂のため、大施餓鬼大會を修行あらせられた。出勤五百十僧、阿彌陀經千卷、別時念佛を勤修せしめられて一視同仁の大御心を運ばされてゐる。又知恩院第二十五世超譽存牛に安政四年高顯眞應國師と諡らせ給ふ。その他救擧に迫なき程である。慶應二年崩御遊ばされるや、泉涌寺長老尋立密乘律師が御引導を奉仕申し上げ、御佛葬し奉つてゐる。天皇の御生涯に於ける御崇佛の御事蹟は今更の如く偲びまつられ、その御感化は御妹宮に暗々裡に深く及ぼされてゐるご拜察される。このことは和宮の日常の御信仰を語る、御日誌、御側日記の記録を引用してその一端を伺ふに、

御側日記 文久三年正月二十八日、亥、大樹様、ちかく御上洛仰出され候に付、何ごぞ萬事御するく濟させられ候様に思しめしにて、御祈禱仰付られ度候ゆへ取計候様ご、仲村へ御直々仰られ候事。

二十九日、子、晴曇、御直に、昨夜仰付られ候御祈禱の事、仲村より書付にて護國殿、永川、祐天寺、右の内水川は、紀しゆうにての御うぶすなのよしゆへ、則水川へ思しめししの御祈禱仰付られ候由御返答遊し候、表向仰付られ候のは、伊勢兩宮山王兩社御はじめ七ヶ所あらせられ候

慶應元年五月十五日、將軍最後の土洛に及んでは十七日の御側日記に

十七日、亥、晴、ひる御膳濟せられ直に御錠口へ成らせられ、日々の御拜引きつき摩利支天様御百度遊し候云々

七月二十四日、辰、曇、御化粧後御一かた様御百度遊し候、今朝より思しめしにて御信願に御臨たち遊し候事

ごあり、隨所に敬神崇祖の御清範を示されてゐる、特に夫君昭徳院殿(家茂)の御中陰の御營みは如法嚴修遊ばされ、今日教界の佛事法要の行修の範を垂たれさせてゐることも云へる。

(二) 黒本尊の御信仰

宮の御信仰は大廟、氷川、山王等の諸大社に特使を遣はされ、國家の安泰、武運長久を御祈念遊ばされるのみでなく、御身親しく御祈念遊ばされてゐる、特に増上寺護國殿の黒本尊の御影を御迎へに成り、宮唯一人、御椽座敷を御廻はりになり日々御百度の御祈願を捧げられてゐる。即ち

文久三年二月十八日御日記に

大樹様、御道中何か萬端さぶぞく御するく、濟せられ、御はやく還御の様、御信願にて、何方ぞ御百度遊ばし度思しめし候事、少進へ申候處、猶又竹の間へ相だんのよしにて、早速相だん致され候處、黒本尊殿御よろしく候の御事にて、則御治定遊ばし、來二十四日よりめで度御はじめあそばし候思しめしなり。

御心願にて黒本尊殿御百度遊ばし朝の御膳兩度御精進される様仰出されてゐる。

二十四日、子、先日晴、御心願に付今日より七ヶ日の間、黒本尊様へ御百度あそばし御上段に御札を置かれ、四方の御椽座敷を御まわりあそばし候云々

こある。

六月十六日將軍江戸に歸着され、十七日は御禮詣りに黒本尊様へ御百度遊(13)されてゐる。將軍再度の入洛に當りて、十二月二十八日より再度黒本尊御百度をされてゐる。(御側日記十二月二十七、二十八日)更に元治元年正月元日に御百度、正月十九日に御千度の御祈禱、五月十六日更に御百度を行はれてゐる。五月二十日將軍江戸に歸着するに及んで、五月二十三日には黒本尊へ御禮の御千度されてゐる(御側日記)慶應元年五月十五日將軍最後のの上洛に當り御側日記五月二十日の記録に

二十日、寅、晴、今日より黒本尊様へ御百度遊し候、尤御一方にてなり一七ケ日の間なり云々

慶應二年七月九日、大阪より便りありて將軍發病の通知來りたれば、宮は一入御心痛あり、御祈禱仰付られ特に黒本尊に御祈禱あらせられてゐる、七月十六日の御側日記に

十六日、申、晴、今日より大樹様、御むさくくに仰、黒本尊様へ御心願にて、御一方様御百度御廻り遊し候云々

宮の御盡力功を奏し、江戸は兵火の災禍を免れ、徳川家は相續したが徳川の封土が駿府に移される御汰汰み成る、宮は祖宗の靈廟、夫君の墳墓の地を去るに忍ばされず御心痛に拜される、その頃明治天皇は痛く宮の御身上に御同情遊ばされ、御一身の處置について、三條を勅使さして御宸翰を傳へしめられてゐる。即ち

「徳川家名相續以來寛典相施候間、御安心可レ被レ遊候、尤御身上義案勞致候邊、三條へ委細申含置候、尙又御歸洛否之儀御趣意承り度候」。

この御丁寧なる御宸翰を拜されて、宮も痛く感激さる、されど徳川家の移封を見届けずして上京も心残りさしはしの御猶豫を請はる、宮の願はれた増上寺、寛永寺は徳川家の所屬まなる、これも宮の御孝貞であり、黒本尊御尊崇の現れで

ある。

又宮は明治二年初めて御入洛あり、在洛四年再び夫君墳墓の地をさして御歸東される、御歸東後は麻布市兵衛町なる舊南部家の上屋敷を選ばさる、宮は初め夫君墳墓の地芝増上寺に住まされん御希望ありしもそれも叶はず、故に朝夕増上寺の見ゆる御住居を定められんご推察されて麻布の地を選ばれしは、如何に宮が増上寺を崇敬されしかと窺はる。

(一) 御佛葬と教界の蘇生

明治十年八月、不圖脚氣に罹られ給ひ、御食減じ醫師の勧めにより箱根塔之澤湯元長平館(今の環翠樓)に移らせ給ふ、八月末に至りて病勢革りて九月二日遂に西の空に赴かせ給ふ、御年三十二。

御葬儀に關して、朝廷に於ては神葬し給はんご思召されたが、葬儀委員長に選ばれた山岡鐵太郎、宮の御遺言を固守して増上寺に御佛葬せんごを主張し、更に宮が近侍玉島少進等に常に「われ世を去れば、必ず昭徳院殿の墳域に葬れ、汝等この事を決して忘れてくれるな」ごの御仰を固持したものである。

當時の佛教界は排佛毀釋の後なるを以て、御佛葬なき誰人も夢想せざる事實である、御佛葬の御儀式は増上寺所藏「靜寛院御新葬記」に詳細收載されてゐる。九月四日宮内省より増上寺へ左の御達しがあつた。

増上寺

宮内省

二品親子内親王御葬祭の儀、別紙寫の通り從三位徳川家達留主心得正四位松平確堂へ相達候條此段爲「心得」相達候事。

九月四日増上寺大教正石井大宣師は、御請書を奉呈し歸山するや、教諭を發し、「今度靜寛院宮當山へ御入棺佛祭仰せ

出され候に付ては、各自御回願は勿論、隨身同庵に至る迄諸事相愼み、進止共に不作法なきやう」を宗門全體の自肅反省を促した。洵に排佛毀釋の直後に於て、この御佛葬の仰せは、單に増上寺並に淨土一宗の光榮であるのみでなく、佛敎各宗著しく生色を回復せり、洵に明治佛敎の蘇生である。宮の御佛葬に出仕するもの、本宗は勿論天台、眞言、臨濟、曹洞、黃蘗、眞宗各派、日蓮各派、宮の御徳を偲んで嚴肅に執行された。

和宮は、勤皇を排佛毀釋は不可分の當時に當りて、嚴然として佛式の送終の儀を遣命し玉へり、當時の三縁山は事實上之が爲に復活したり、半世紀の今日、敎運否塞の縁山も今や一躍して現代敎化に一大活動を記す曙光も認められる。

高楠博士は宮を佛法再興、護法の女神として讚美されしは洵に適切なり、今寺院が葬儀法要の勤修、舊例を追ふて衰へず、寺門の維持經營之に由りて安固なるもの、實に宮の遺澤に出ず云ふも可なり。九條武子の奉贊歌に^⑭

みこころに不滅の光かゝやけば

身をも人をもてらしたまへり。

を詠じてゐる、洵によくその眞容を描がいてゐる。吾等は一層の渴仰を奮起して、その盛徳を讚仰しなくてはならぬ。

- ① 靈月全集下卷、縁山特輯號「靜寛院宮記念號」。
- ② 和宮様御留、御深曾木御祝之留、御難満里の留。
- ③ 徳重淺吉著「維新精神史」の研究。
- ④ 岩倉公實記上卷、徳川慶喜公傳第四卷、徳富氏「近世日本國民史第四十五」。
- ⑤ 和宮奉答書（萬延元年八月八日條）

⑥ 「對鏡」
「よそほはん心もいまはあさかゝみむかふかひなしたがためにかは」。
「おろかなる心のかけもうつるやとはちつゝむかふあさかゝみかな」。

⑦ 靜寛院宮日誌明治元年三月十日條。

⑧ 樹下氏の「和宮の御生涯」、桑原氏の「和宮の御事蹟」明治二年御歸洛の際の御詠に「あはれぞに見せし皇神ませし世の御影をだにも知らぬうき身を」とある。

⑨ 御側日記。又古老の口傳に京都鞍馬口上善寺に結縁大五重あり、宮は理譽秀瑞勸誠師となり御授戒されしと傳ふ。

⑩ 孝明天皇御事績紀。

⑪ 知恩院史。

⑫ 増上寺護國殿に安置され、徳川家康の念持彌陀如來にして武運長久の崇拜厚し。

⑬ 元治元年上洛の時は知恩院に詣し、大鐘を打ち、甚五郎笠等を觀、後金子を獻じたと云ふ、知恩院藏の參府録に記録ありと云ふ。

⑭ 縁山特輯號「靜寛院宮記念號」。